

●ランク別評価 ※()内全国

Eランク～大阪の非正規公務員は正規職員に転換される可能性はゼロ

1位 項目11「正規職員への転換措置がある」
0%

2位 項目20「退職手当の支給」3.2%

3位 項目10「実態応じて継続勤務者の任用
(契約)期間を長くする」11.1%（全国18%）

4位 項目16「一時金の支給」12.7%

4位 項目48「職場の労働安全衛生委員に
選出可能」12.7%

- ・項目10から任用期間の制限を設けず希望に応じて契約期間をできるだけ長くするよう整備している自治体は全体の1割、全国（18%）に比べても低い値である。常に有期雇用の不安にさらされているといえる。

- ・退職金が支給されている自治体は3.2%、一時金の支給は全体の1割に満たない、低い水準である。

- ・大阪の非正規公務員は、職場の労働安全衛生管理体制「健康（メンタルヘルスケア）・安全・補償（労働災害・公務災害・休業補償など）」から排除されている、または意見が反映されていない可能性が高い。

Dランク～7割の自治体は正規と非正規の待遇面に不合理な差があることを知らない、または不明瞭なまま策を講じていない、妊娠中の女性が休息する権利や、介護をしながら働きつづけることが困難

1位 項目21「経験年数による賃金上昇」
22.2%

2位 項目34「妊娠障害休暇制度化」
23.8%

3位 項目41「介護休暇」27.0%

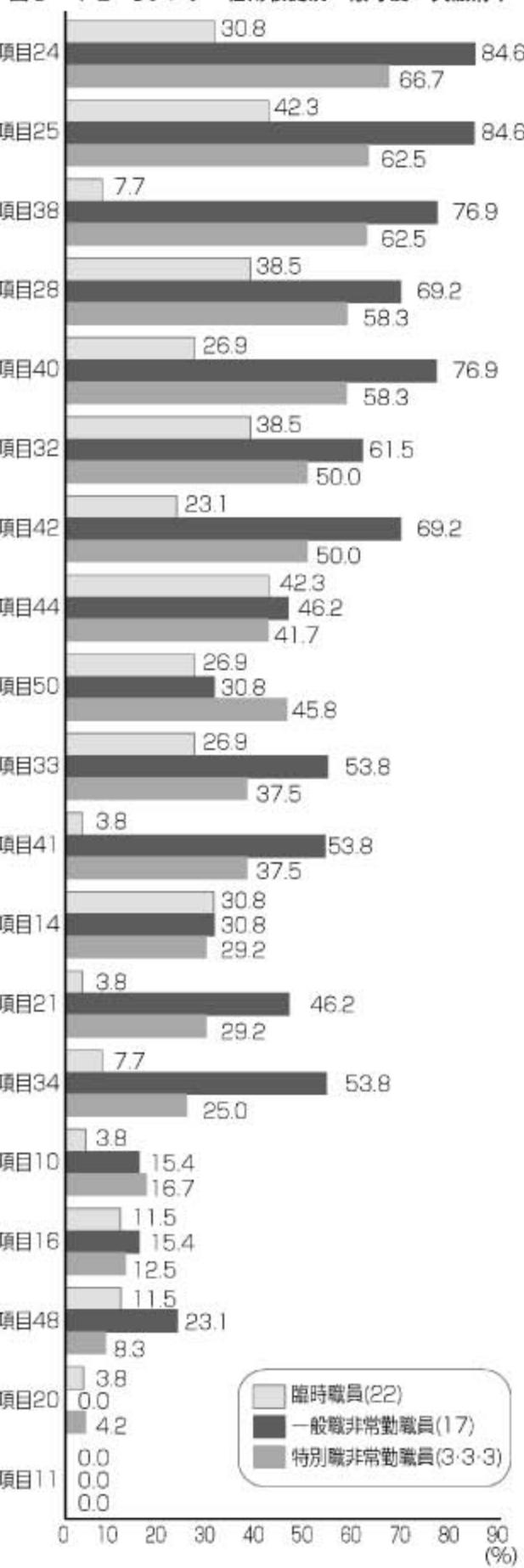
4位 項目14「待遇面の不合理な差なし」
30.2%

5位 項目50「ダブルワークの保障」
34.9%

6位 項目33「妊娠女性の休養・休息」
36.5%

- ・項目14は各自治体担当者も答えに窮したと思われる。回答一欄表を参照すると「○30.16%」「×28.57%」つまり「(-)該当なし41.27%」が半数近かったことからも裏づけられ、設問のむずかしさが推察される。今後は職務内容が正規職員と同一という意味の解釈に難しさがあるとしても「正規・非正規の待遇に不合理な差をつけることは違法である」という意識が各自治体の中に浸透し具体

図2-4 E～Cランク 任用根柢別 順守度 大阪府下



- 的な法整備につながることが待たれる。
- ・不合理な差の具体例として全体の2割にしか「経験年数に応じた賃金上昇がない」ことは根拠となる。
 - ・低賃金を補う手段として「ダブルワークを行う」ことを認めている自治体が34.9%であるということから、非正規公務員は地方公務員法に縛られ（特別職は除外）、経験に応じた賃金の補償や一時金の支給もなく、ダブルワークで補うこともできない厳しい環境下におかれていることを示している。

Cランク～育児・介護・病気含め休暇制度が未整備な自治体が半数

- | | | |
|----|---------------------------|---------|
| 1位 | 項目38 「育児休業」 | 42.9% |
| | | (全国67%) |
| | 項目42 「短期介護休暇」 | 42.9% |
| | 項目44 「空白期間も厚生年金、
健康保険」 | 42.9% |
| 4位 | 項目32 「妊娠通勤緩和」 | 47.6% |
| 5位 | 項目40 「子の看護休暇」 | 49.2% |
| 6位 | 項目28 「病気休暇制度」 | 52.4% |
| 7位 | 項目24 「夏季休暇」 | 55.6% |
| 8位 | 項目25 「災害出勤休暇」 | 58.7% |
- ・実行委員会の検討会のなかで「休暇・休業制度の違いは同じ職場で働くもの（仲間）として正規・非正規公務員の間に大きな隔たり（差別）を感じる瞬間だった」という当該労働者からの相談を受けたことがあるという意見も寄せられていた。

●ランク外：注目すべき項目について（図2-2）

- ①「任用（更新）期間をのばす機会（チャンス）はあるものの、客観的な能力の実証が必要なため継続勤務者の実態に応じた対応がされていない可能性が高い」

項目5（79.4%）「任用更新回数制限」と、項目10（11.1%）「任用期間の制限を受けないよう実態に応じて契約期間をできるだけ長くしている」の差から推定。任用更新回数の制限を設けていない自治体が約8割と高い水準なのに対し、任用期間の制限を受けないよう実態に応じて契約期間をできるだけ長くしているとした自治体が1割しかないのはなぜだろうか？

→項目5は自治体（使用者側）、労働者側にも理解が（1）～（3）の3層にわかっていると推察される

- (1) 任用（更新）回数の制限なし
- (2) 任用（更新）回数の制限はあるが、再度受験は可能

- （3）一律に任用（更新）回数を制限＝完全な入れ替え

自治体は項目5・任用（更新）回数制限無し〇（当てはまる）を（1）と（2）の両方を含めると解釈しており順守率が高くなつたと推察される。（2）を「×」と明確に指示した場合遵守率は大幅に下がる可能性が高い。本来、任用（更新）回数の上限を設定する法的な根拠はない。これは2014年7月4日総務省公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」では任期は原則1年「客観的な能力の実証」を経て再度任用され、任期終了後「新たな職に改めて任用」されるものとした、再度の任用の保障や既得権の発生をふせぐための考え方たが根底にあるであろう。今後、客観的な能力の実証を経た結果として再度の任用（更新）がされない場合や、労働契約法の5年契約無期転換ルールを意識して（2）も「×」と厳密化する自治体が増えることも懸念される。

また、項目10の順守度が1割の水準であることから、（1）のような任用（更新）回数の制限を設けない（実質の無期雇用）措置をとることや、再度の任用（更新）が必要な場合でも「客観的な能力の実証」方法を一律化せずに、継続勤務者の希望や実態、勤務の中で得た経験や能力を実証する方法を検討することに消極的であると推察される。しかし、今後、ますます非正規公務員の労働力に頼らざるを得ない自治体の現実の中で、安定した雇用環境が整うことで仕事の熟練度や能率もあがり自治体にとっても大きなメリットがあるはずである。労働者の権利を守る項目10のような制度への理解と整備により、順守度が上昇することが待たれる。

- ②大阪は非正規女性公務員に依存しているが、育児休業の順守率は全国と比べ25%ほど低い。妊娠・育児をしながら働くには厳しい環境下におかれている

全国調査の「調査対象自治体の女性非正規公務員依存実態、上位30自治体」（2012年表は略）のうち14自治体が「大阪」で、全国的にも女性非正規公務員への依存度が高い。

にもかかわらずCランクの1位・項目38「育児休業」は42.9%の順守率で全国の67%に比べ25%近く低い現状にあることから、出産後の職場復帰が難しく育児をしながら働く制度が整備されていないことがわかる。前述のDランクの結果もあわせると、大阪の女性非正規公務員は、妊娠・出産を期に退職せざるを得ない状況にあると推察される。

通常国会における官製ワーキングプア質疑から

通常国会で「女性活躍推進法」の実施に関連して「官製ワーキングプア」を取り上げる野党議員の質問が続いた。議事録（議事速報）から、そのあらましを紹介する。

◆衆議院総務委員会（3月10日） 逢坂誠二（民主党・当時）、近藤昭一（民主党・同）、吉川元（社民党）

*なお、梅村さえこ（共産党）議員は、日本郵政の非正規労働者を取り上げた。

◆参議院厚生労働委員会（3月23日） 福島みずほ（社民党）

＜逢坂誠二議員＞

◆質問のポイント ①法案審議での付帯決議に関連して、「特定事業主行動計画」の豊富化、臨時・非常勤公務員で女性が多数を占めている実態をふまえた制度趣旨、任用・勤務条件の確保などの進捗状況。 ②公共サービス基本法の具体化。

■高市総務大臣 ①関連：14年7月に通知を発出し、以降周知徹底している。実効性ある行動計画策定～指針告示、策定期例提示、質疑応答集作成、ブロック別説明会など。 ②関連：15年8月総務大臣通知～民託・指定管理者制度運用において労働法令遵守、労働条件への適切な配慮を要請。

■内閣府 ①関連：雇用形態に関わらず対象にしている。15年11月策定の指針・ガイドラインでも明示。一般職・特別職問わず労働者性が高い非正規職員を対象。

■総務省 ②関連：委託先事業者の労働者等は、労働関係法令に基づく適切な労働環境確保のため、契約書や競争入札実施要項で遵守明記などの措置が必要。

＜近藤昭一議員＞

◆質問のポイント ①パート労働法は公務員が適用除外だが、適用の法改正を。全部はずすのが無理なら、同一労働同一賃金関連の条項だけでもはずせ。 ②待遇格差と同一労働同一賃金適用

■高市総務大臣 ①関連：一般職は常勤、非常勤問わず地公法を適用、特別職も7.4通知でパート労働法も趣旨に言及している。 ②関連：1億総活躍国民会議などでも言及する。7.4通知を受けた各自治体の取り組み状況を把握し、適切な時期に実態調査。

■内閣人事局 ②関連：各府省に趣旨を徹底、実態把握も検討している。（1月19日の相原久美子参議院議員質問に河野太郎大臣が、4月に内閣人事局が調査すると回答）

閣人事局が調査すると回答）

＜吉川元議員＞

◆質問のポイント 同一労働同一賃金の具体化を非正規公務員ではどうするのか。

■高市総務大臣 7.4通知の発出、制度の趣旨、勤務条件の確保などで引き続き助言を進める。

＜福島みずほ議員＞

◆質問のポイント ①非正規国家公務員・地方公務員の実態把握は？②女性比率は？③16年3月末までに策定の事業主行動計画で女性の非正規公務員の待遇改善方策を記述すべき。④職務評価で非正規の待遇改善。⑤ハローワークの非常勤相談員の3年後と一律公募制度を改善。

■内閣人事局 ①関連：人事院・各府省と連携しつつ実態調査。②関連：男女比率は把握していないが、今回調査で把握したい。

■総務省 ①関連：7.4通知の取り組み状況をふまえ適切な時期に実施。②非正規地方公務員では74%。

■内閣府 ③関連：自治体向け通知、内閣府ホームページで示すとともに、31回の自治体向け説明会で周知徹底。④関連：1億総活躍国民会議で議論が出れば検討。

■人事院 ⑤関連：公募による採用の例外で、原則2回まで。

■厚労省 ⑥関連：人事院規則や関連通知に基づいている。再採用しない場合は就職相談支援等で配慮。

＜自治日報記事（3月4日）から抜粋＞

安倍首相は2月26日の衆議院総務委員会で、自治体臨時・非常勤職員の待遇改善状況について、適切な時期に実態調査を行う方針を明らかにした。同一労働・同一賃金を巡り社民党吉川元氏の質問に答えた。

処遇改善について「それぞれの自治体で適切に対応してもらうべきもの」と職務内容に応じた処遇改善検討を要請してきたと説明し、「立法措置よりも今後の取り組み状況を見極め、適切な時期に実態調査を実施、進捗状況のフォローアップを行いながら、必要な処遇確保に取り組む」と表明。

また、1月19日の参議院内閣委員会では、民主党相原久美子氏の質問に、森屋総務大臣補佐官が実態調査実施を表明すると同時に「通知で改善方向に向かっているところも耳に入っているが、逆の意味で使われているところも多々あるようだ」と述べた。（まとめ：白石孝）

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

<2016年度定期総会>

NPO法人として、年に1回定期総会を開催し、事業報告、決算報告、予算案、事業計画案、役員改選などを議題とします。正会員が議決権を持っていますが、全国各地にお住まいなので、定足数の二分の一を上回るためには、ご欠席の正会員は委任状をご提出いただきますので、ご協力をお願いいたします。事業報告、決算、事業計画案、予算案、理事選任案などの議案と出欠アンケートにつきましては、5月中旬に、正会員、賛助会員の皆さまにお送りします。

◆日時 6月9日(木)

午後6時30分～8時30分(6時15分開場)

◆会場 全水道会館5階中会議室

(水道橋駅下車徒歩2分)

◆内容 第1部：総会(会員以外の方も傍聴できます)

第2部：記念講演

「公務職場の同一価値労働同一賃金」

(遠藤公嗣明治大学教授)

◆参加費 500円

<なくそう！官製ワーキングプア・反貧困

第4回・大阪集会>

◆日時 11月3日(木・祝)午前10時～午後5時
(予定)その後交流会もあり

◆会場 エルおおさか

◆内容 午前：分科会(受付・本館6階大会議室)

午後：全体会(本館6階大会議室)

*内容については、5月13日(金)開催の実行委員会で決定する予定です。(実行委員会は、午後6時30分からNPO法人働き方ASU-NET会議室、初めての参加者歓迎)

◆参加費、贊同金などは改めてお知らせします。

◆主催：実行委員会

*なお、「なくそう！官製ワーキングプア東京集会」については、秋に開催を予定していますが、今年度の実行委員会がまだ立ち上がっていませんので、次号でお知らせします。

「戦争と学生」首都圏大学非常勤講師組合

早稲田ユニオン分会主催企画

◆日時 4月30日(土)午後2時～午後6時30分

(午後1時30分開場)

◆会場 早稲田大学15号館102教室

◆参加費：無料

◆第1部「戦争と学生～経済的徴兵制をぶっ潰せ！」

白井聰、布施祐仁、マニュエル・アン

第2部「学生の貧困の解決をめざして」

高橋若木、栗原康、学生・大学院生

第3部「戦争法案と経済的徴兵制に

今後どう対峙していくか？」

雨宮処凜、上記メンバー

「ブラックバイト対処マニュアル」

早稲田大学が新入生向けに作成したA5判48頁の冊子で、一般には500円+税で販売。「賃金トラブル」はじめ、労働時間・休憩休暇・弁償・罰金・仕事内容・いじめ・嫌がらせ・労災・退職トラブルについて、法令と具体例で構成。

<http://www.waseda-up.co.jp/newpub/post-710.html>

また、佐賀県労働委員会が『職場のトラブル解決はまかせて』『労使間のトラブル解決はまかせて』を発行。これも一般向けに販売しているよう。

<編集後記>

NPO法人の設立総会が2011年11月1日。その時の正会員36名。その後12月13日に東京都へ認証申請書を提出、縦覧や修正を経て、12年3月28日付で認証され、4月11日法人登記が完了。4年半が経過した。15年12月末現在の正会員は122(団14、個108)、賛助会員が56(団9、個47)となり、大きくではないが、何とか拡大している。

NPO法人となり、ホームページも開設していること

で、相談や問い合わせがそこそこ来るようになった。解雇や労災などの相談、マスコミの取材協力依頼、研究者からの問い合わせなどもある。ただ、専従者が一人もいない弱小NPOなので、潜在化しているニーズを掘り起こすまでには至っていないのが残念だ。

さて、6月9日の総会だが、「1億総活躍社会～同一労働同一賃金」を記念講演で取り上げることにした。講師を聞んで議論を深めたい。

(白)

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2016年4月・第17号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号 (JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話：090-2302-4908/FAX：042(474)9520/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。